



山形県公報

平成20年11月21日(金)
第1996号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則.....(総務課)...1464  
 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則.....(同)...1465  
 山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則.....(同)...1466  
 山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則.....(市町村支援課)...同

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)...1467  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)...同  
 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....(同)...1468  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同  
 家畜伝染病発生の届出.....(工口農業推進課)...1469  
 県営土地改良事業計画の変更.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...同  
 道路の位置の指定.....(村山総合支庁建築課)...1470  
 開発行為に関する工事の完了.....(同)...同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則4-5(公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則.....同  
 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則.....1471  
 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則.....同  
 山形県人事委員会規則5-35(平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料)の一部を改正する規則.....同  
 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....1472  
 山形県人事委員会規則14-1(職員団体の登録に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....同

### 公 告

県営住宅入居者の一般公募.....(最上総合支庁建築課)...同  
 同.....(置賜総合支庁建築課)...1475  
 一般競争入札の公告.....(公安委員会)...1478  
 住民監査請求に係る監査結果.....(監査委員)...1479

## 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第93号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（山形県医療法施行細則の一部改正）

第1条 山形県医療法施行細則（昭和41年10月県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第34号中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改め、同条第39号中「第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条」を「第46条の4第6項」に改め、同条第40号中「第68条において準用する民法第77条第2項」を「第56条の6」に改め、同条第41号中「第68条において準用する民法第83条」を「第56条の11」に改める。

（山形県児童福祉法施行細則の一部改正）

第2条 山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号の7（表）の注書第1項中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（山形県私立学校規則の一部改正）

第3条 山形県私立学校規則（昭和52年9月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第58条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第50条の7（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）に、「第58条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条」を「第50条の14（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

別記様式第18号中「）第58条において準用する民法第77条第2項」を「同法）第50条の7」に改める。

別記様式第19号中「）第58条において準用する民法第83条」を「同法）第50条の14」に改める。

（山形県農業協同組合法施行細則の一部改正）

第4条 山形県農業協同組合法施行細則（平成6年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第72条の12の6」に、「仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に、「仮理事選任請求書」を「一時理事の職務を行うべき者の選任請求書」に改め、同条第6号中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改め、同条第7号中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

別記様式第29号中「仮理事選任請求書」を「一時理事の職務を行うべき者の選任請求書」に、「仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に、「第73条第2項において準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に改める。

別記様式第30号中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改める。

別記様式第31号中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

（退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部改正）

第5条 退職手当の調整額の算定等に関する規則（平成18年3月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

（山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部改正）

第6条 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の備考第1項及び別記様式第1号の2の備考第1項中「社団法人、財団法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（山形県景観規則の一部改正）

第7条 山形県景観規則（平成20年2月県規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10号中「民法第34条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第94号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和42年2月県規則第5号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（特例民法法人に関する経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）に対する監督については、なお従前の例による。

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

3 山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）の一部を次のように改正する。

|       |                                           |                         |   |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------|---|
| 別表第1中 | 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）               | 第7条、第15条、第22条及び第34条第2項  | を |
|       | 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和42年2月県規則第5号） | 第11条第1号から第6号まで、第8号及び第9号 |   |

|                             |                        |       |
|-----------------------------|------------------------|-------|
| 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号） | 第7条、第15条、第22条及び第34条第2項 | に改める。 |
|-----------------------------|------------------------|-------|

|       |                            |                      |   |
|-------|----------------------------|----------------------|---|
| 別表第2中 | 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）     | 第75条第2項において準用する同条第1項 | を |
|       | 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 | 第11条第7号              |   |

|                        |                      |       |
|------------------------|----------------------|-------|
| 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号） | 第75条第2項において準用する同条第1項 | に改める。 |
|------------------------|----------------------|-------|

|       |                            |                         |   |
|-------|----------------------------|-------------------------|---|
| 別表第4中 | 山形県財務規則                    | 第75条第2項において準用する同条第1項    | を |
|       | 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 | 第11条第1号、第2号及び第5号から第9号まで |   |

|         |                      |       |
|---------|----------------------|-------|
| 山形県財務規則 | 第75条第2項において準用する同条第1項 | に改める。 |
|---------|----------------------|-------|

（山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる監督に基づき特例民法法人がその主たる事務所に備付けておかなければならない書類等の作成及び保存については、なお従前の例による。

山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第95号

山形県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

山形県公益認定等審議会規則（平成20年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部」を「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第2条第3号に規定する公益法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第123条第1項に規定する移行法人、整備法第44条の認定若しくは整備法第45条の認可の申請をする特例社団法人若しくは特例財団法人又は認定法第4条の認定の申請をする一般社団法人若しくは一般財団法人を所管する課又は室及び総務部総務課」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

（山形県行政組織規則の一部改正）

2 山形県行政組織規則（昭和39年4月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第199条の表中 

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること |
|--------------------------------------------------------------------|

 を

「 

|                                                                    |                     |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること | 総務課並びに公益法人を所管する課及び室 |
|--------------------------------------------------------------------|---------------------|

 に改める。」

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第96号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則（昭和38年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び土地開発公社経営改善支援事業」を「、土地開発公社経営改善支援事業及び学校耐震化緊急支援事業」に改め、同条第2項中「又は土地開発公社経営改善支援事業」を「、土地開発公社経営改善支援事業又は学校耐震化緊急支援事業」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項の「学校耐震化緊急支援事業」とは、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、公立の小学校又は中学校に係る次に掲げるものをいう。

(1) 地震による倒壊の危険性が高い校舎又は屋内運動場のうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築

(2) 地震による倒壊の危険性が高い校舎又は屋内運動場の補強

第4条第1項第1号に次のように加える。

ハ 第2条第6項の学校耐震化緊急支援事業に係る資金 無利子

第4条第1項第2号口中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 上 山 店     | 上山市八日町4番26号         | 平成20. 9. 1 |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 城 西 店     | 山形市城西町五丁目3番4号       | 同          |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 桧 町 店     | 同 桧町三丁目8番33号        | 同          |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 あ さ ひ 町 店 | 同 あさひ町7番22号         | 同          |
| 田 中 ク リ ニ ッ ク             | 西置賜郡小国町大字小国町170番地2  | 同 10. 1    |

### 山形県告示第1002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| 加 藤 医 院                   | 寒河江市中央二丁目7番40号      | 平成17. 3.24 |
| ヤマザワ薬局県立中央病院前店            | 山形市大字青柳726番地        | 平成20. 8. 3 |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 上 山 店     | 上山市八日町4番26号         | 同 8.31     |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 桧 町 店     | 山形市桧町三丁目8番33号       | 同          |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 あ さ ひ 町 店 | 同 あさひ町7番22号         | 同          |
| ト ラ ス ト 調 剤 薬 局 城 西 店     | 同 城西町五丁目3番4号        | 同          |

## 山形県告示第1003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

干布後藤医院  
天童市干布403番地2号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地      |              | 変更年月日       |
|-----------------|--------------|-------------|
| 変更前             | 変更後          |             |
| 天童市干布字片羽403番地2号 | 天童市干布403番地2号 | 平成20. 8. 15 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

保坂クリニック  
東根市さくらんぼ駅前二丁目7番22号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地     |                    | 変更年月日      |
|----------------|--------------------|------------|
| 変更前            | 変更後                |            |
| 東根市大字東根甲7565番地 | 東根市さくらんぼ駅前二丁目7番22号 | 平成20.10.11 |

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

イエロー・グリーン薬局ひがしね店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地      |                    | 変更年月日      |
|-----------------|--------------------|------------|
| 変更前             | 変更後                |            |
| 東根市大字東根甲7410番地3 | 東根市さくらんぼ駅前二丁目10番3号 | 平成20.10.11 |

## 山形県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地           | 指定年月日      |
|-------------------|------------------|----------------------|------------|
| ディサービスセンター結いのき    | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 米沢市花沢町2686番地の4       | 平成20. 9. 1 |
| パワーリハビリサービス鶴岡     | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 鶴岡市日出二丁目10番20号       | 同 10. 6    |
| ソーレケアセンター花楸デイサービス | 通所介護<br>介護予防通所介護 | 山形市花楸二丁目18番78 - 101号 | 同 10.15    |

## 山形県告示第1005号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所         | 発生年月日      |
|----------|-------|-----------|----|--------------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 新庄市大字萩野赤坂337 | 平成20.11.11 |

## 山形県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（は～とふる月山地区 中山間地域総合整備事業（一般型））事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営は～とふる月山地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

西川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成20年11月27日から同年12月26日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月17日から同月30日まで縦覧に供する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 戸沢大蔵線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|----------------------|---|------|----------|------------|
| 最上郡大蔵村大字南山字肘折459番2から |   | 旧    | 11.0メートル | メートル<br>68 |
| 同 字湯ノ倉山2128番188まで    |   |      | 3.8      |            |
| 同                    | 上 | 新    | 28.5メートル | 同上         |
|                      |   |      | 6.5      |            |

## 山形県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び上山市役所において縦覧に供する。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有村総建第111号
- 2 指定の場所 上山市金生東二丁目35番3、45番3、35番8、35番11、35番12、35番13、35番14、45番6
- 3 道路の現況 幅員 5.00メートル  
延長62.57メートル
- 4 指定年月日 平成20年11月14日

## 山形県告示第1009号

次の開発行為は、完了した。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成20年9月1日 指令村総建第5019号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理事業施行地区内21街区6番、21街区7番、21街区11番、21街区12番、21街区13番、21街区16番、21街区21番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
新潟県新潟市南区清水4501-1  
株式会社 コメリ

## 人事委員会関係

## 規 則

山形県人事委員会規則4-5（公益法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

第6条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第9条及び別記様式中「公益法人等派遣等状況報告書」を「公益的法人等派遣等状況報告書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。



山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会

委員長 小野 勝

第54条第2号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第58条及び第59条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第66条第2項第4号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同項第5号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第75条第2号中「公庫、公団等の」を「沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）等の」に、「公団等」を「等に」に改める。

第76条の2中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第79条及び第79条の2第2項中「、公団」を削る。

第85条第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する」を削る。

第85条の5第1項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第93条の9第1号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。

第96条の2第1項第3号及び第96条の4第2項中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。

第110条第2項及び第120条第3項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

別表第8の備考及び別表第20の口の表中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別記様式第9号（裏面）中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会

委員長 小野 勝

第12条第5項中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会

委員長 小野 勝

第2条第10号二中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第11号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第3条第4項中「法人は」を「法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

別表公傷病の項事由の欄第1号中「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 1（職員団体の登録に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

第1条中「山形県職員団体の登録に関する条例」を「県職員団体の登録に関する条例」に改める。

第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）」に、「第54条」を「第3条第1項」に改める。

第3条中「第54条に」を「第3条第1項の規定に」に、同条第6号中「第54条」を「第3条第1項」に改める。

第6条中「第54条」を「第3条第1項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記様式第6号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名 称                  | 所 在 地     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                   |                                    |                                    |                                    | 敷 金         | 摘 要 |                                    |
|----------------------|-----------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-----|------------------------------------|
|                      |           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |             |     | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉アパー<br>ト1号棟（144） | 新庄市金沢1601 | 3DK  | 51.2                          | 1          | 一般用 | 11,900<br>円             | 14,400<br>円                       | 17,100<br>円                        | 19,700<br>円                        | 23,900<br>円                        | 26,700<br>円 |     |                                    |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年12月1日（月）～同月5日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成20年12月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成21年1月中旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分           | 家賃              |                            |                            |                            |                            | 敷金     | 摘要           |                            |
|--------------|------------------|------|---------------------|------|--------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|--------------|----------------------------|
|              |                  | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積(平方メートル) |      |              | 収入が123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え153,000円以下の者 | 収入が153,000円を超え178,000円以下の者 | 収入が178,000円を超え200,000円以下の者 | 収入が200,000円を超え238,000円以下の者 |        |              | 収入が238,000円を超え268,000円以下の者 |
| 県営中田第一アパート5号 | 米沢市中田町658-3      | 2DK  | 61.2                | 1    | 特定目的用(高齢者専用) | 21,200          | 25,800                     | 30,500                     | 35,200                     | 40,600                     | 46,700 | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可                        |
| 同 太田町アパート2号  | 同 太田町五丁目1-10     | 3DK  | 74.0                | 2    | 一般用          | 23,600          | 28,600                     | 33,900                     | 39,100                     | 45,100                     | 51,800 |              |                            |
| 同 中田第二アパート2号 | 同 中田町901-2       | 同    | 55.7                | 1    | 同            | 13,700          | 16,600                     | 19,600                     | 22,700                     | 26,200                     | 30,100 |              |                            |
| 同 中田第一アパート5号 | 同 658-3          | 同    | 75.4                | 1    | 同            | 25,800          | 31,300                     | 37,000                     | 42,700                     | 49,400                     | 56,700 |              |                            |
| 同 相生アパート1号   | 同 相生町7-65        | 同    | 69.2                | 1    | 同            | 22,400          | 27,200                     | 32,100                     | 37,100                     | 42,900                     | 49,200 |              |                            |
| 同 小出アパート2号   | 長井市台町3-2         | 同    | 58.0                | 1    | 同            | 14,600          | 17,800                     | 21,000                     | 24,300                     | 28,000                     | 32,200 |              |                            |
| 同 成田アパート     | 同 成田3102-3       | 4DK  | 71.5                | 1    | 同            | 18,200          | 22,100                     | 26,200                     | 30,200                     | 34,900                     | 40,100 |              |                            |
| 同 小国アパート1号   | 西置賜郡小国町大字兵庫3-3-9 | 3DK  | 58.0                | 2    | 同            | 13,000          | 15,700                     | 18,600                     | 21,500                     | 24,800                     | 28,500 |              |                            |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度

が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成20年12月1日（月）～同月5日（金）まで（受付時間午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成20年12月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成21年1月下旬から2月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年11月21日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年12月16日（火） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成24年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち、3か月分の賃借額に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する賃貸額の総価のうち、3か月分に相当する賃借額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に当該賃貸物品と同様若しくは同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3の(5)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類（以下「納入仕様書等」という。）を平成20年12月3日（水）午後2時までに提出すること。
- (2) (1)により提出された納入仕様書については、調達する物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。



地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月21日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫 | 子 | 昂 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

第1 請求のあった日

平成20年9月19日

第2 請求人

山形市東山形一丁目14番7号 板垣義次

第3 措置請求の内容（個人情報の公表について配慮が必要な氏名を略称とするほか、できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。）

1 請求の要旨

- (1) 山形県知事斎藤弘が行った山形県総合運動公園の指定管理者の指定に関しては、その事務手続きに不正が見られ、公平かつ公正さに欠けるので、これまでの手続きを中止して、再度新たな手続きを行わせる旨の勧告をされるよう請求します。
- (2) 現在山形県総合運動公園を管理している財団法人山形県総合運動都市公園公社が前項の指定を受けるための株式会社の設立及び指定申請準備のために平成19年4月1日から採用した職員の給与並びにその他の職員の指定関係事務に従事した分に係る給与相当分の山形県からの委託料を山形県に返還させる措置を講ずべき旨の勧告をされるよう請求します。

2 請求の理由

(1) 地方自治法改正による指定管理者制度の創設

ア 地方公共団体が設置する「公の施設」については、平成15年の地方自治法一部改正により、従来の公的団体への管理委託の制度を全面的に改め、民間事業者を含めての「指定管理者」に管理を行わせることとなった（平成18年9月1日以降）。

イ これは、

- (ア) 多様化する住民ニーズへの効率的、効果的な対応
  - (イ) 民間能力の活用による住民サービスの向上
  - (ウ) 施設管理経費の節減
- 等の目的によるものである。

ウ 指定管理者の指定行為は、公の施設の管理権限を指定管理者に委託するもので、行政処分としての法的性格をもつものであるから、指定手続きについては、透明性が確保されなければならない。

このため、山形県は、平成17年3月に「山形県の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」を制定し、指定管理者の指定を受けようとする者の自由な申請を認め、指定審査の適正性、公平性、公正性を確保するための基準や審査機関等について規定している。

(2) 山形県の現実的な審査事務手続き

ア 現在指定管理者の指定を受けているのは、「財団法人山形県総合運動都市公園公社」であり、山形県の公金5,000万円が出資されている第三セクターである。

イ 同公社は、民間事業者への指定管理者の指定という山形県の方針で、今年度末で解散することになっているが、今回の指定申請に応募したのは、平成20年1月31日に設立した「やまがたスポーツパーク株式会社」と「特定非営利活動法人ライフサポート協会」である。

ウ この株式会社は、次に記すとおり財団法人である公社がそっくり移行したものととっても過言ではない。

| (財)山形県総合運動都市公園公社 |      | やまがたスポーツパーク株式会社 |      |
|------------------|------|-----------------|------|
| 役職名              | 氏名   | 役職名             | 氏名   |
| 理事長              | 伊藤修二 | 代表取締役           | 伊藤修二 |
| 理事               | 武田吉則 | 取締役             | 武田吉則 |
| 〃                | 鈴木隆一 | 〃               | 鈴木隆一 |
| 〃                | 山本惣一 | 〃               | 山本丈実 |
| 〃                | 桂木聖彦 | 〃               | 桂木宣均 |
|                  | 那須克彦 |                 |      |
| 監事               | 川井雅浩 | 監査役             | 川井雅浩 |
|                  |      | 〃               | 那須克彦 |

エ 上記のとおり、公社と新株式会社役員はほとんど同一であるばかりでなく、公社では、平成19年4月1日に、新会社設立、移行のために、新会社担当参与としてH氏を採用し、専ら新会社設立の準備と指定管理者の指定を受けるための書類作りに携わらせていた（甲第1号証）。

この仕事は、同氏のほかに常勤役員も携わっていたとのことであるが、山形県が出資している第三セクターの公社職員が、公社からの給与を受けながら民間企業設立の準備や指定管理者の指定を受けるための手続きの事務を行ったことは、大いに問題がある。

オ 一方、申請者のNPO法人が今回の「指定管理者募集要項」の配布を受けたのは今年の6月3日で、事業計画、管理経費、収支計算書等の関係書類の提出期限は7月10日とのことで、広大な施設についての計画書を作成するためには、期間も約1箇月の期間は短か過ぎるものであった。

現公社がそっくり移行した新会社では、一年以上前から準備をしていたのであるから、この点についての申請者間に不公平がある。

カ 財団法人公社に対しては、山形県の指導監督権があるにもかかわらず、公社職員が新会社設立のための準備をしたり、公社の負担で新会社設立のための担当職員を採用するということは、山形県の了承の下に行われているとしか思えないのである。

キ 最初に、「やまがたスポーツパーク株式会社」ありきという形で事務を進めながら今回の指定管理者公募の形をとったのは、県民に対する指定事務手続きの透明性があるかのようにアピールするためのものであり、単なるゼスチエであり、茶番以外の何ものでもない。

ク 以上のとおり、指定管理者の指定は、公募の形をとりながら、最初から内定していたものであるから、公平性及び公正性を著しく欠き、県民に対して手続きの不透明極まりないものである。

また、県の第三セクターである公社が、特定民間企業設立や被指定の準備のために公金を費やすことは、公金の違法又は不当な支出となり許されざるものであるもので、請求の要旨のとおり請求するものである。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

#### 第4 受理

本件請求について審査した結果、第3の1の請求の要旨(1)（以下「請求1」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に定める必要な要件のうち、不当な財産の管理が相当な確実さをもって予測される場合に、第3の1の請求の要旨(2)（以下「請求2」という。）は、山形県知事齋藤弘（以下「知事」という。）が、山形県（以下「県」という。）が管理代行料として支払った委託料の返還請求を

怠っている場合に、それぞれ該当し、必要な要件を具備していると認め、受理した。

## 第5 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成20年10月2日、請求人が証拠の提出及び陳述を行った。

陳述には請求人が出席し、請求1については、第3の2請求の理由(2)ウを証する資料として、「やまがたスポーツパーク株式会社」（以下「スポーツパーク社」という。）の現在事項全部証明書を新たに提出し、「財団法人山形県総合運動都市公園公社」（以下「公園公社」という。）とスポーツパーク社の役員がほとんど同一であることの詳細な補足説明があった。

請求2については、返還の対象となる給与相当分とは、平成19年4月1日からスポーツパーク社が申請に至るまでの期間の分で、甲第1号証に記載されている公園公社職員のうち、参与Hの全額及び常務理事Mの二分の一程度であるとの補足説明があった。

以上の他、措置請求書に記載されている事項を補足する説明はなかった。

### 2 監査対象事項

措置請求書の請求の要旨及び理由並びに請求人の陳述において、違法又は不当とする具体的な理由の摘示に乏しいため、本件請求における監査対象事項とその理由を以下のとおり整理した。

#### (1) 請求1に関する事項

平成20年度に知事が行っている平成21年度からの「山形県総合運動公園」（以下「運動公園」という。）の指定管理者の指定に関する事務手続きが不当であり、不当な手続きによって選定された指定管理者に公の施設を管理させることは、相当な確実さをもって予測される不当な財産の管理にあたるという事項。

不当な財産の管理にあたる理由

ア 募集期間は、広大な施設の事業計画書等応募書類を作成するためには短すぎることに

イ 指定管理者の指定に関する事務手続きを候補者ありきで進めていることに

#### (2) 請求2に関する事項

運動公園の指定管理者による管理に関する協定書に基づき、県が管理代行料として支払った委託料を用いて、公園公社が支出した給与のうち参与Hの給与全額と常務理事Mの給与二分の一に相当する分が違法又は不当な支出であり、知事に返還請求権が発生しており、これを行わないという違法又は不当に財産の管理を怠る事実が存するという事項。

請求の対象期間は、平成19年4月1日から、スポーツパーク社が平成21年度からの運動公園の指定管理者の募集申請に至るまでの期間とする。

### 3 監査対象部局

(1) 請求1の監査対象部局を、運動公園の指定管理者の指定手続きに関する事務を担当している土木部とした。

(2) 請求2の監査対象部局を、運動公園の維持管理及び委託料の支出事務を担当している村山総合支庁とした。

### 4 監査の方法

請求人から提出のあった証拠の調査、監査対象部局が有する関係書類の調査、監査対象部局所属職員からの聴き取り、法第199条第8項に基づく関係人調査及び関連部局への文書照会を行った。

## 第6 監査の結果

本件監査請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求の請求人の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 1 監査等による事実関係の確認

#### (1) 請求1に関する確認事項

ア 県の指定管理者制度について

(ア) 平成15年9月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、指定管理者制度が創設されている。

(イ) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるため、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「条例」という。）が、平成17年3月に制定、施行され

ている。

(ウ) 指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が、平成17年3月に作成されている。平成20年3月及び同年10月に一部改正されている。

なお、10月の一部改正時には、「指定管理者制度の基本的な考え及び運用に関する留意事項」も作成されている。

イ 平成21年度から5年間を指定期間とする運動公園の指定管理者の募集について

(ア) 「山形県総合運動公園指定管理者募集要項」(以下「募集要項」という。)の周知は、平成20年6月3日に県庁舎正面掲示板に掲示し、翌6月4日から県のホームページで公開している。

申請書の提出締切は、平成20年7月10日となっている。

以上から、募集期間は、平成20年6月3日から同年7月10日までの38日間となっている。

ガイドラインでは、「募集期間について、申請者が適切な準備ができるよう、1ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保すること。」としている。

なお、平成17年度における運動公園の指定管理者の募集期間は、平成17年6月27日から同年7月27日までの31日間となっている。

(イ) 平成20年度の前期に募集した県の他の公の施設(公募数22)の募集期間は、最短で28日間、最長で39日間となっている。

(ウ) 指定管理者の応募に必要な情報は、募集要項の添付資料として運動公園の維持管理水準書により提供されており、維持管理水準書は、費用積算に必要な事項が詳細に記載されたものとなっている。

なお、現在の指定管理者から提出のあった事業計画書等応募書類や運動公園の指定管理に係る各年度の事業計画書及び事業報告書は、県庁舎内にある行政情報センターで閲覧可能となっており、現在の指定管理者の状況について広く知り得る状況にある。

(エ) 平成20年6月25日に行われた現地説明会には、4者が参加し、1者から、光熱費についての質疑がなされている。

(オ) 実際に応募したのは、スポーツパーク社他1者である。

ウ 山形県土木部指定管理者審査委員会及び審査の状況について

(ア) 条例及びガイドラインに基づき、「土木部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者」(以下「候補者」という。)の選定を公平かつ適正に実施するため、「山形県土木部指定管理者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)について必要な事項を定める「平成20年度山形県土木部指定管理者審査委員会設置要綱」(以下「設置要綱」という。)を平成20年5月14日に制定している。

(イ) 運動公園の審査委員会の委員構成は、内部委員3名、外部有識者委員3名、計6名となっている。

内部委員は、委員長が土木部長で、委員は土木部次長、土木部都市計画課長となっている。

外部有識者委員は、半田稔弁護士、伊藤吉明公認会計士、是川晴彦山形大学准教授となっており、選考は総務部で行っている。

(ウ) 審査委員会の開催状況について

a 平成20年5月19日に、募集要項、審査項目及び審査基準等について決定している。

その内容は、各審査項目及び配点を、「経費の効率化」25点、「執行能力」21点、「安全・安心」9点、「サービス向上」27点、「自主事業」18点、合計100点とし、各委員は、採点にあたって、それぞれの審査項目毎に7段階評価とし、現在の指定管理者の管理水準を中位とすることとしている。

b 平成20年7月29日に、候補者の審査、選定を行っている。

土木部長が公務出張のため、土木部次長が委員長代行に、土木部次長の委員の代わりに村山総合支庁建設部次長(西村山担当)が、設置要綱第3条の規定に基づき事前に指名され、当日は土木部都市計画課長と合わせて内部委員3名が出席している。

外部有識者委員は、3名が出席している。

候補者の審査には、スポーツパーク社他1者が参加し、1者5分程度のプレゼンテーションと10分から15分程度の質疑応答がなされている。

なお、応募者の申請内容について周知するため、応募者の応募書類の写しを、事前に各委員に配布している。

c 今回の募集に応募した者の役員等関係者に該当する委員はいないため除斥等は行っていない。

なお、平成17年度の募集に公園公社が応募した時は、土木部長、土木部管理課長、土木部都市計画

課長は除斥となっている。

(I) 審査、候補者選定の経過

- a 平成20年7月29日の審査委員会において、各審査項目の採点の合計で高い評価を得た応募者を候補者とするに決定し、それぞれの要件審査及び採点を行っている。
- b 採点の結果、審査委員の合計点の平均は、スポーツパーク社56.07点、他者44.42点である。  
なお、全委員が、スポーツパーク社に対する合計点が他者より高くなっている。
- c 審査結果の通知は、応募2者へ、土木部都市計画課長名で郵送により通知されている。
- d 審査結果は、県のホームページで公開されている。

(ロ) 候補者の選定手続きについて、平成17年度の選定手続きからの主な変更点は、

- a 審査委員会の委員の構成を、内部委員9名、外部有識者委員3名の12名から、内部委員3名、外部有識者委員3名の6名としたこと
- b 現地説明会の開催とプレゼンテーションを実施したこと
- c 土木部で決定していた審査項目及び審査基準等を、審査委員会で決定したことである。

エ 県の公園公社の廃止及び株式会社への関与について

(ア) 平成18年1月に策定された「やまがた集中改革プラン」において、「廃止の方向性と整理される公社」の一つが公園公社である。

(イ) 公園公社を含む土木部所管の公社に係る「公社等の見直し計画（工程表）」は平成18年8月31日に策定されている。

(ロ) 平成19年3月28日に「「やまがた集中改革プラン」の推進に関する第三者委員会」の意見を踏まえ「公社等の見直し計画（経営の効率化等のための工程表、廃止に向けた工程表）」が決定された。この中で公園公社の廃止時期が平成20年度末に決定されている。

廃止は、平成19年4月25日には県のホームページで公開されている。

(ハ) 公園公社と土木部都市計画課とは、公園公社の円滑な廃止に向けた課題の整理と検討を目的とする「公園公社の株式会社化検討会」を平成18年12月22日から平成20年1月30日まで7回開催している。

(2) 請求2に関する確認事項

ア 請求の対象期間について

運動公園に係る平成21年度からの候補者募集にスポーツパーク社が申請したのは、平成20年7月10日である。

従って、この請求の対象期間は、平成19年4月1日から平成20年7月10日までとなる。

イ 包括協定について

「山形県総合運動公園の指定管理者による管理に関する包括協定書」（以下「包括協定書」という。）は、県と公園公社との間で、平成18年4月1日から平成21年3月31日までを指定期間として、平成18年3月15日に締結されている。

ウ 平成19年度の協定について

(ア) 「山形県総合運動公園の指定管理者による管理に関する平成19年度年度協定書」（以下「19年度協定書」という。）は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までを年度協定の期間として、平成19年3月27日に締結されている。

(イ) 管理代行料は、398,388,000円で、4月、7月、10月、1月の4回に分けて前金で支払うこととされている。

(ロ) 公園公社の「平成19年度山形県総合運動公園の管理に関する事業計画書」（以下「19年度事業計画書」という。）は、平成19年3月30日に提出されている。

(ハ) 平成19年9月に発生した台風9号による施設被害を修繕するため、19年度協定書第8条に基づき、平成20年2月5日、「山形県総合運動公園の指定管理者による管理に関する平成19年度変更年度協定書」が締結されている。

その内容は、修繕に係る業務を追加し、その費用として管理代行料を5,841,000円増額し、前金払いの回数を4回から5回（3月）に増やす変更となっている。

(ニ) 公園公社の「山形県総合運動公園の指定管理者による管理に関する平成19年度年度協定に基づく事業報告書」（以下「19年度事業報告書」という。）は、平成20年4月30日に提出されている。

- a 運動公園の管理業務に係る経理の状況について、公園公社全体の経理の状況が報告されている。

ｂ 19年度事業計画書に記載されている事業項目のうち次の3項目について、19年度事業報告書にその実施状況が記載されていない。

- ・ 除伐材チップのマルチングによる雑草の抑制
- ・ 公園台帳の整備促進
- ・ 調査研究事業

エ 平成20年度の協定について

(7) 「山形県総合運動公園の指定管理者による管理に関する平成20年度協定書」(以下「20年度協定書」という。)は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までを年度協定の期間として、平成20年4月1日に締結されている。

(イ) 管理代行料は、390,408,000円で、4月、7月、10月、1月の4回に分けて前金で支払うこととされている。

(ロ) 公園会社の「平成20年度山形県総合運動公園の管理に関する事業計画書」は、平成20年4月1日に提出されている。

オ 管理代行料としての委託料の支出について

(7) 平成19年度、平成20年度の支出伺いや支出票の作成等の支出事務は、山形県財務規則等に則り適正に執行されている。

(イ) 包括協定書並びに19年度協定書及び20年度協定書において、管理代行料として県が支出した委託料を精算する対象となるのは、

- ａ 指定管理者が、指定管理者の指定を取り消された場合
  - ｂ 指定管理者が、業務停止となった場合
  - ｃ 事業計画の変更に伴い、当初計画より事業経費が減少した場合
- となっている。

(3) 文書照会により確認した事項

ア 総務部長に対し、ガイドラインに関して、次の3項目について文書照会した。

(7) ガイドラインの役割について

(イ) ガイドラインの1の(3)の 及び で示す審査委員会について、県が出資した団体等や、県が出資した団体等を廃止し、その役員の大半を占めるなど当該団体の受け皿とみられかねない会社等が応募者の場合において、当該団体等を所管する部局長等（団体等の役員・評議員である職員を含む）を審査委員会の構成員に選任すること及び除斥の考え方について

(ロ) ガイドラインの1の(5)の に記載している、「募集期間は、申請者が適切な準備ができるよう、1ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保すること。」の1ヶ月と示した理由について

イ 総務部長から、以下のとおり回答があった。（回答は、原文に即して記載する。）

(7) 平成15年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の効果的・効率的な管理運営を図ることを目的として、指定管理者制度が創設された。

本県では、指定管理者の指定の手続き等を開始するに当たって、平成17年3月に条例が制定、施行されると同時に、制度運用の全庁的な指針としてガイドラインを作成したところである。

このガイドラインは、指定管理者制度の趣旨を踏まえた上で、その事務手続きを進めるに当たって基本的な考え方をまとめたものであり、本県が設置する公の施設について、円滑な制度導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資することを目的とするものである。

(イ) 審査委員会の役割は、募集要項に記載する選定基準（審査項目ごとの配点等を含む。）について公募前に審査すること、最も適当な候補者の選定に向けて、選定基準に基づいて、申請者及び事業計画書の内容等を審査及び評価し、部局長が候補者とすべき者を選定するに当たり必要な意見を提供することである。

審査委員会は、指定管理者の公募が行われる前に各部局ごとに設置されるものであり、委員長は、施設を所管する部局長等としている。

これは、指定管理者の指定が「行政処分」であることから、所管施設の責任者である部局長が、当該施設の指定管理者として最も適した者を候補者とすべき者として選定することとしているためであり、更に、選定結果について対外的な説明責任を果たす観点からも有益である点を踏まえているためである。

なお、審査委員会における審査の透明性や公平性を確保するため、外部の視点を有する有識者（弁護

士、公認会計士、大学准教授）を参画させている（外部有識者の総数は審査委員会構成員の半数以上）、また、審査委員会構成員（審査委員長を含む。）の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、申請団体の如何にかかわらず、審査の公平性を確保する観点から、当該構成員を除外して会議を運営することとしている。

- (り) 募集期間については、指定管理者の指定を受けようとする者が、申請に係る諸書類の作成や官公庁発行の証明書類等の収集など、適切な準備ができるよう、必要かつ十分な期間を確保する観点から、1ヶ月を最低としてできるだけ長い期間を確保する旨をガイドラインに示している。なお、この期間の設定は、全国的な状況に鑑みても適正なものだと考えている。

なお、申請をしようとする者が応募に当たってあらかじめ適切に準備できるように、指定管理者となった者から提出のあった申請書（事業計画書及び添付書類を含む。）について、情報公開窓口で指定管理者の募集を開始する前から公表しているほか、毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表についても情報公開窓口で公表している。

更に、公募時に、申請をしようとする者が対象施設の概要や指定管理者として行う業務内容等について、より理解できるよう、現地説明会等を実施しているところである。

#### (4) 関係人調査により確認した事項

ア 関係人として公園公社に対し、平成18年度及び19年度の運動公園の指定管理に係る管理状況、経理状況等について、並びに平成20年度の指定管理に係る経理状況について調査を行った。

イ 平成20年4月30日に公園公社が県に提出した19年度事業報告書で確認できなかった事項について

- (ア) 上記(2)ウ(オ) a について、運動公園に係る管理経費については、他の受託業務等の経費と区分し、他の受託業務等と共通する経費については共通経費として区分して経理されている。

- (イ) 上記(2)ウ(オ) b の3項目については、19年度事業報告書への記載漏れであり、それぞれ関係帳票等により実施していることを確認した。

このことにより、19年度事業計画書に記載されている事業は全て行われている。

## 2 判断

### (1) 請求1に係る判断

ア 第5の2の(1)のAに対する判断

- (ア) 運動公園の指定管理者の募集期間は38日間で、ガイドラインで示した最低1ヶ月を超えている。

- (イ) 平成20年度の前期に募集した県の他の公の施設（公募数22）の募集期間は、最短で28日間、最長で39日間となっている。

- (り) 運動公園の指定管理者が平成21年度から指定替えになることは、指定期間を3年間として募集した平成17年度当時から周知の事実であり、広く知り得る状況にある。

現在の指定管理者から提出のあった事業計画書等応募書類や各年度の事業計画書及び事業報告書等、申請準備のために参考となる資料は、行政情報センターで公開されている。

以上のことから、募集期間が、広大な施設の事業計画書等応募書類を作成するためには著しく短いとは言えない。

イ 第5の2の(1)のイに対する判断

- (ア) 運動公園に係る平成21年度から5年間を指定期間とする指定管理者募集について公募を行い、現地説明会及びプレゼンテーションを実施しており、現地説明会に4者、募集には2者の参加があった。

候補者の選定においては、外部有識者委員3名を含む6名の審査委員による審査が行われている。

これら一連の指定管理者の指定に関する事務手続きは、条例、ガイドライン、募集要項等に則り適正に行われている。

- (イ) 公園公社と土木部都市計画課とは、公社の円滑な廃止に向けた課題の整理と検討を行っているが、スポーツパーク社が平成21年度から5年間を指定期間とする運動公園の指定管理者の募集に応募することについて、県が、関与した事実は確認できない。

以上のことから、指定管理者の指定に関する事務手続きを候補者ありきで進めた事実は確認できない。

従って、不当な財産の管理が相当な確実さをもって予測されるとは言えない。

### (2) 請求2についての判断

包括協定書並びに19年度協定書及び20年度協定書において、管理代行料として県が支出した委託料を精算

する対象となるのは、

ア 指定管理者が、指定管理者の指定を取り消された場合

イ 指定管理者が、業務停止となった場合

ウ 事業計画の変更に伴う事業経費が当初計画より減少した場合

となっており、これらの事由に該当しなければ、精算は行われないうことになっている。

そもそも指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上や行政経費の節減を図るために導入されたものであり、指定管理者がコスト節減や利用料金増等の経営努力を行うことへのインセンティブとなるよう、管理代行料の精算を行わない協定とすることが制度の趣旨と合致するものである。

このため、指定管理者が、管理する公の施設の利用料金収入及び管理代行料と公の施設の管理経費の収支差を用いて、公の施設の管理以外の業務を行い、その経費を支出することは、広く指定管理者の裁量に委ねられている。

従って、平成19年度及び平成20年度に、県が公園公社に対して管理代行料として支払った委託料について、公園公社の支出を違法又は不当とする知事の返還請求権は発生せず、これを行わないという違法又は不当に財産の管理を怠る事実は認められない。

以上のとおり、請求人の主張にはいずれも理由はないものと判断した。

なお、監査結果は上記のとおりであるが、指定管理者制度は、平成18年度から導入され、133の公の施設（平成20年4月1日現在）で管理運営が行われている。

今般、これまでの本制度の導入に係る検証等を踏まえ、指定管理者制度の基本的な考え及び運用に関する留意事項を取りまとめるとともに、ガイドラインについて一部改正されたところである。

今後とも、不断の検証・改善を重ね、適切な候補者選定等に努めるとともに、より効果的な施設の管理運営を目指し、住民サービスの向上や経営の効率化等、指定管理者制度の効果が、一層発揮されるよう期待するものである。